# 緊急通報体制等整備業務委託事業者選定審査委員会取扱要領

（審査方法）

第１条　提案が１者であった場合については、企画提案書内容の適否の審査を書類上行い、仕様書の内容に適していると判断した場合は選定審査委員会を省略し、その者を優先交渉権者とする。

附　則

この取扱要領は、令和８年１１月１日から施行する。